**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

神奈川県横浜市中区日本大通一　神奈川県庁内　財団法人神奈川県美術奨学会

清算人　神戸　孝則

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年三月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目七七番地　特定非営利活動法人横浜子育て支援協会

清算人　小川　光庸

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年四月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

山梨県南アルプス市西野四番地　特定非営利活動法人消費生活協議会

清算人　手塚　祐輔

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年四月十七日開催の平成二十二年度総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

長野県安曇野市穂高牧二五二番地　特定非営利活動法人長野アスペ中南信親子お楽しみ会　代表清算人　降簱多鶴子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年四月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

奈良県天理市二階堂上ノ庄町一七三番地四　特定非営利活動法人まほろばやまと

清算人　田中　一郎

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年三月十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

鹿児島市下荒田四丁目二四番一三号　特定非営利活動法人ＰＥＣＫ

清算人　村山明貴子

**第四十三期決算公告**

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 五六 |
| 固定資産 | 二六七 |
| 資産の部合計 | 三二四 |

負債及び純資産の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 五四 |
| 固定負債 | 三二 |
| 退職給付引当金 | 三二 |
| 負債の部合計 | 八六 |
| 株主資本 | 二三七 |
| 資本金 | 一〇〇 |
| 利益剰余金 | 一三七 |
| 利益準備金 | 七 |
| その他利益剰余金 | 一二九 |
| （当期純損失） | （一〇） |
| 純資産の部合計 | 二三七 |
| 負債及び純資産の部合計 | 三二四 |

平成二十三年五月二十六日

静岡県富士市南松野二三二九番地　ニコー製紙株式会社

代表取締役　山下　博之

**第五十六期決算公告**

平成二十三年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 七一四、一五八、三〇七 |
| 固定資産 | 三八六、四〇八、七五二 |
| 資産の部合計 | 一、一〇〇、五六七、〇五九 |

負債及び純資産の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 七二八、六七一、九九三 |
| 固定負債 | 一三、八六一、六二二 |
| 株主資本 | 三四七、五四五、二六一 |
| 資本金 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 資本剰余金 | 五五、一八五、九一六 |
| 資本準備金 | 五五、一八五、九一六 |
| 利益剰余金 | 二四二、三五九、三四五 |
| 利益準備金 | 九、七八〇、〇〇〇 |
| その他利益剰余金 | 二三二、五七九、三四五 |
| （当期純利益） | （一〇、七九四、七八八） |
| 評価・換算差額等 | 一〇、四八八、一八三 |
| 負債及び純資産の部合計 | 一、一〇〇、五六七、〇五九 |

平成二十三年五月二十六日

名古屋市守山区西川原町二八〇番地　昭和酒類販売株式会社

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県西磐井郡花泉町涌津字亥年前一〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菅原　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

岩手県一関市大手町三の四〇株式会社岩手日報社一関支社ビル五階　熊本賢吾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊本　賢吾

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県土浦市大手町一六番、最後の住所茨城県土浦市大手町一六番二一号

被相続人　亡　片倉　敏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号　相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県矢板市本町八一九番地、最後の住所栃木県矢板市本町一四番二五号

被相続人　亡　川﨑　忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号　相続財産管理人　弁護士　高田　直之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県足利市堀込町二六二二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　五十嵐三子男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

栃木県佐野市高萩町一二〇二番地九　山田実法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青田　裕

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都世田谷区世田谷一丁目二八番、最後の住所東京都世田谷区砧四丁目一五番一－二〇六号

被相続人　亡　藤田　禎一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　大輔